

第10回ジェトロ環境社会配慮諮問委員会

議事録

日 時： 2012年1月17日（火） 10:00～12:00

場 所： ジェトロ本部 5階C会議室

（開会）

〈開会挨拶・事務連絡〉

佐々木主幹：

おはようございます。時間が参りましたので、ただいまから第 10 回目の環境社会配慮諮問委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に何点か事務連絡をさせていただいて、後に原科委員長に議事を進めていただきたいと思います。

まず配付資料の確認でございます。4 種類でございます。資料 1 が今年度の意見書のドラフトでございます。これは松本委員にまとめていただきました。資料 2 でございますけれども、前年度も各委員のコメントを参考資料として公開しております。前年度は各委員ごとのコメントという書き方をしましたけれども、今度は項目ごとに並べかえをしております。前年度の最後の委員会でこの方がいいのではないかという御指摘もございましたので、こういう形式にさせていただきました。資料 3 でございますけれども、前回委員会で、案件形成で 23 年度追加案件がございましたけれども、さらに再追加案件がございますので、その関連資料でございます。最後に、参考資料として、21 年度、前々年度の意見書を添付させていただいております。以上が資料でございます。

それから、毎回同じですけれども、議事録をとらせていただいておりますので、発言の際は、発言者を明確にするために名前を最初におっしゃっていただければと思います。

きょうは一般参加の方が 1 名いらっしゃいますけれども、もちろん発言は可能でございます。ただ、議事録には記録されるということでお願いしたいと思います。

出席者でございますけれども、別添のリストのとおりでございます。今年度の 3 回目ということもございまして、個別の御紹介は省略させていただきます。ただ、今年度初めて御出席になりました産業環境管理協会の宮崎章さんだけを御紹介させていただければと思います。よろしくお願いいたします。今回の欠席は、FoE Japan の満田さん 1 名でございます。それから、あらかじめ御連絡ですけれども、高梨委員につきましては、ほかの会合があるということで若干早目に退席されるということでございますので、御連絡させていただきます。

ジェトロ側の出席者でございますけれども、リストの中から総務部長の古谷朋彦が抜けておりますが、欠席でございます。昨晚急遽マレーシアに出張となりましたので、今回は

失礼させていただいております。

それでは、委員長、議事をお願いしたいと思います。

〈平成 22 年度ジェットロ実施事業に関する意見書について〉

原科委員長：

おはようございます。それでは始めましょう。

議事次第の 1 番目、平成 22 年度のジェットロ実施事業に関する意見書についてでございます。

この意見書のドラフトは松本委員につくっていただきました。お手元の資料 1 になります。内容の紹介は松本委員にお願いした方がいいですね。では、お願いいたします。

松本委員：

中身については、事前にお配りしていると思いますので目を通していただいたかと思えます。

私自身、どのようにしたらいいかなと思った部分もあります。

1 つは、こういう点が欠けているという指摘と、こういう点が必要だというのが両方入っているのですが、こういうときはどうしたらいいかなと思いましたが、とにかく皆さんが書かれているとおりに、必要だというものは必要だと書き、〇〇が不十分であるというものについては不十分であるという書き方にしていますので、全体としてはやや語尾がまちまちですが、これは基本的には各委員の表現を踏襲したと私は思っております。

あとは、皆さんが書かれたもののうち、ジェットロのガイドラインに従って書かれていると思われるところを項目に割り振っております。なので、ここに入れるのは不適當であるとか、これは別にガイドラインの運用についてコメントしたものではなくて個別事業のレベルであるとか、もし皆さんの間で整理が必要なものがあれば、御指摘いただきたいと思えます。

私の方で若干勝手に、と言ったらあれですけども、書き加えているのは、最後のところ、3 ページ目の「上記の通り」のところであります。昨年度の書き方も踏まえながら、ただ、前回の御議論も聞いていると、ガイドラインの運用は調査の熟度との関係でもう少し手直しが要るのではないかという御意見もありました。そうしたことも踏まえて、最後

のところ、ジェットロ側での「適切な指導を行うとともに、制度改善が必要な場合は経済産業省と積極的に協議することが望まれる」という言葉を入れています。我々としては必要に応じて経済産業省とも協議をしていただきたいという意向があると私自身は理解して、そのように入れています。この点は私自身の前回の委員会を受けた判断なので、皆さんの方で、適切かどうか御議論いただければと思います。

私からはそんな感じです。

原科委員長：

ありがとうございます。中身に関しましては一応お目通しいただいているということで、今お話しのようなことでまとめていただきました。

では、この件に関して御意見をいただきたいと思います。

高梨委員：

松本さんの方でまとめていただいて、本当にありがとうございました。皆さんがそれぞれ書いたものを全部まとめるというのは本当に大変だと思います。最後の取りまとめのところも、日ごろ議論されていることをうまく集約していただいているのではないかと思います。

ただ、1点、「全体」の「対象事業について」というところで、3番目に私のコメントを入れていただいているのですが、これは全体のガイドラインというよりは、私が見させていただいたインドの IT コリドーのプロジェクトなのですけれども、個別案件で、このインドの IT のプロジェクトは既に実施段階の案件だというのが読んでいてわかりまして、そういう面では、松本さんが御指摘のとおり、熟度が非常に先の段階に進んでいるような案件で、そういう段階なので、もう一部工事着工しているとか、それから目的、対象地域もはっきりしているということなので、そういう面では政府機関以外のステークホルダーとの協議があってもいいのではないかと思います。そのインドのプロジェクトについてコメントさせていただいたので、全体の 3 番目に入れていただくのは適当ではないのではないかと思います。そういう面では、後ろの方に移していただくということで、文言も後で事務局にお送りしますけれども、個別の案件でのコメントでしたので、そのように御修正いただければと思います。

全体的には非常によかったと思います。ありがとうございます。

原科委員長：

私も後で手を加えさせていただきますけれども、それぞれ御指摘いただいて。そういうことでいきましょう。

今の件はそんなことでよろしいですね。

松本委員：

ありがとうございます。確かに私も悩んだところでありまして、村山先生はそういうくくりの中でコメントされているのでこのように入れたのですが、高梨さんと田中さんのところについては勝手に入れてしまったところがあるのは、前提を読んできたいのですが、「昨年度同様、既に何らかの環境社会調査が実施され、案件発掘段階とは言いにくい事業が少なくない。そうした事業を対象から外すべきであるという意見がある一方で、この状況を前提とした」、つまり結構先に行っている調査があることを前提にした指摘が以下のようになされているということで、高梨さんが今おっしゃったように、高梨さんのコメントは熟度が先に行っているものについてのコメントだったので、この状況を前提として、つまり全体として言っているわけではなくて、そういう熟度の差があることが前提になったコメントとして、こうしたステークホルダー協議の不十分さや、その次の既に EIA が実施されている場合の田中さんのコメント、この 2 つはそういう前提に立ったときのコメントかなと思って、確かに全体としてというのがいいかどうかはともかくとして、ここに整理させていただいた次第です。

原科委員長：

文章を切った方がいいかもしれませんね。「そうした事業を対象から外すべきだという意見がある。一方で、熟度が進んだ段階のものを前提とした意見として以下のようなものがある」、そういう言い方がいいかもしれないですね。分けた方がはっきりするでしょうね。つなげてしまうとその辺があいまいになってしまう。

高梨委員：

松本さんはわざわざ 5 番目に「ステークホルダーからの情報収集」という項目もつけていただいていたので、むしろそちらの方に入れていただいた方がいいかなと思います。

原科委員長：

そうですね。その方がいいかな。

対象事業については2つあると思うのです。1つは、昨年の意見に書きましたように、対象から外すべきであるという意見があつて、そうすると、そういうことをきちんとしなさいという考えと、もう1つは、去年そういう指摘をしても、ことしも余り変わらないので、この際、そういうのが出てきたのだったら、熟度の違いに対応して、本来の案件発掘段階に対する取り扱い方と、案件発掘を超えて事業化に近い段階、その場合には環境社会配慮のあり方も違う基準でチェックすべきだと。ステークホルダー協議というのはそういうことですよ。案件発掘段階であれば難しいと思いますけれども、事業化に近い段階であれば当然ステークホルダー協議がなくてはおかしいので、そういう段階を分けて対応するような形にしてはどうかということですね。そういう議論もされた。そういうことをつけ加えた方がいいかな。そうするとガイドラインの修正になりますけれどもね。事実としてこういうものがたくさんあるということは、もう2年の経験、3年目ですから、そろそろ対策を講じなければいけないのではないかという感じがいたします。

村山委員

今、委員長がおっしゃった点は非常に重要で、きょうの松本委員の案でも一番最後に関連することだと思うのですが、委員会としての考え方を一度整理して、本来ガイドラインで前提とした事業だけを請けるという原則を貫くのか、あるいは現在ジェトロの受けておられるものを前提に、ある意味でガイドラインを修正していくのか、その点については、合意形成というか委員会として考え方を整理した方がいいのかなと思います。恐らく松本委員のきょうの案では、今のガイドラインは変えずに、運用か、あるいは経済産業省と協議して請ける事業を整理するか、そちらに整理されているような気がするのですが、委員長がおっしゃるように、多分その中間のものがあつて、ガイドラインを修正するという案もあると思います。そのあたりは一度整理した方がいいのかなと思います。

松本委員：

そこはさすがに私は書けませんでした。前回議論した内容です。

原科委員長：

去年の指摘では、そういうことで対象から外すようにと書いたのですけれども、ことしも同じようなことになっているので、どうかと。それとも、もう一回これでいきますか。外す対象。でも、実際に出てきてしまうとね。外すのだけれども、進んだ段階ではチェックすべき項目をふやすようなことをしなければいけない。それはガイドラインを変えるのではなくて、運用の何か。どうですか。この辺は微妙というか難しいところですね。

制度に関する研究としては、ことしの調査期間は短いので単年度ではなくて 2 年度でやるようにしてもらいたいというのは前に書きましたけれども、これも再度書いた方がいいのかもしれないという感じを持ちます。きょうの議題で、この後、第 3 次の募集があるということで、これは本当に極端に短い募集がありますので、こういうのは具合が悪いのではないかという感じがいたします。

ほかに御意見はございますでしょうか。

松本委員：

村山先生に質問ですが、村山先生はどちらかというガイドラインを改訂して現実に合わせた方がよいという御意見と理解していいですか。

村山委員：

おっしゃったとおり、きょうの案にも挙げていただいているのですけれども、カテゴリ分類という概念が実態に合っていないことは明らかなので、もし今請けているような事業をこれからも続けるのであれば、カテゴリ分類についてもっと詳細に分けた上で、それぞれのカテゴリに応じたやり方を考える必要があると思うのです。

原科委員長：

カテゴリ分類というのはどういう意味ですか。段階という意味ですか。

村山委員：

今のガイドラインでは、影響があるかないか、可能性があるかないかという二者択一ですけれども、影響があるという場合も、熟度がかかなり高いものについては……

原科委員長：

カテゴリ分類のほかに熟度の分類もしなければいけないということですか。

村山委員：

そうです。

原科委員長：

これを見るとそういう感じがするんですね。出てきてしまったら、我々はこれは事業の対象外だと言ってリジェクトはできないからね。本当はそこで、これは対象外だからまずいじゃないかと言えればいいのですけれども。だから、出てきたものをちゃんと審査するには、案件発掘段階という前提でやったのでは不十分なチェックになるので、種類分けしなければいけないと。段階、ステージです。最低、案件発掘段階かそれよりも進んだかという仕分けをしておいて、案件発掘段階であればここまでチェック、もうちょっと進んだ段階のものが出てきたらもうちょっときちんとチェック、具体的なチェック項目をふやさなければいけないということですよ。そのようなことが必要かなという感じは受けます。私は、昨年意見のときは、そういうのは完全に外すということで表現を強めた感じにしておきまして、またことしも同じことを言うのもいいのですけれども、現実にはこういうのが出てくると、ちょっとどうかなと思います。だから、原則としてはそういうのは例外的なものだけでも、出てきた場合にはやむを得ずちゃんと分類して対応しましょうということだと思います。

私がいくつか気になったのを言います。

まず、案件のリストをこの意見書の後ろにつけておいた方がいいのではないかと思います。具体的な案件として、これだけではわからないので。それが 1 つ。

それから、それに番号を振っておいて、個別の意見をいただいて、具体例として、A1とか B2 とか、そんな感じでわかった方がいいのではないかと思います。さっきのステークホルダー協議なんか、どういう事業で足りなかったかを。それがわからないので、これを読んでいて、漠然として具体性がないんですよ。例えば、たくさん事例で、ある項目が出てくれば、それはそういうものが多いという傾向がわかるでしょう。でも、これはたまたま 1 個なのか、あるいはかなりの部分であったのか、これだと全然わかりません。だから、例えば A の人なら A の人で、どの事例でそういうことがあったということをも具

体的に挙げておられる方もいるわけですから、そういうことがわかった方がいいのかなという感じがしました。

だから、リストをつけて、リストに通し番号をつけて、後で参照できるようにして、具体的にわかった方がいいかなと。そうしないと、この意見を受けて改善しようと思っても、なかなかイメージがわきにくいのではないかという感じがしました。そういう扱いはどうでしょうか。

田中委員：

今の点については、私も原科先生がおっしゃるとおりでいいかと思います。

今議論している、対象事業をどう考えるかという点ですけれども、何でもボタンのかけ始めが一番大事で、そこが違ってしまうと、大きな弾み車が動き出すと全然違った方向に行くというのは私も経験上あります。私がここで書きましたが、松本さんも書いてくださった、「すでに EIA が実施されている場合は」というのは、案件発掘レベルではなくて、既にフィージビリティスタディが終わって、そこで EIA もやったというような状況が出てきているものは、案件形成とかいう段階ではないのです。ですから、もし案件形成ということで円借款事業をやるのであれば、マスタープランレベルとか、あるいは戦略的環境アセス（SEA）を導入した形での案件発掘レベルのものが円借款の案件形成として並んでいて、それについてこの諮問委員会で議論するというのが一番きちんとしたこの諮問委員会の役割ではないかと感じております。したがって、仕組みとして、円借款案件の案件発掘に関する案件がどのように採択されるかという段階のときに諮問委員会にもその状況を教えていただいて、こちらからも意見を述べさせていただく機会があれば、その段階でこの問題についてはかなり新しい取り組みができるのではないかと思います。

JICA 事業につきましても、外務省を通じて案件が世界中から日本に寄せられるわけですけれども、それをすべて外務省の委員会、松本さんもその委員だったと思いますけれども、案件採択の段階で議論することがあるのです。そういうやり方をしないと、この問題はなかなか解決し難いのではないかと。これはぜひ御検討いただければと、私は思っております。

原科委員長：

今のはかなり重要な問題ですね。これは案件採択段階でのこの諮問委員会の関与になり

ますか。

田中委員：

そうですね。対象事業にいろいろなばらつきがあるということを 2 年前から議論しているのですけれども、そのばらつきがあるままで、この諮問委員会がどう対処するかという議論をするのであれば、それは根本的な解決にはならないと思います。

松本さんが外務省でやっていることも少し御説明いただくと。基本的に私ども JICA 事業全体を見ておられるということを外務省で聞いておりますので、そのあたりを御説明いただくとわかりやすいかなと思いました。

原科委員長：

では、今の件のレスポンスをお願いしていいですか。これは案件発掘段階という前提でつくっていますから、それからスタートする場合の対応として、一度したからそれにも対応しようという構えでいくのか、あるいは、案件発掘段階という対象でなければ、その前に我々が採択段階で関与して、これはまずいですよと言うようにした方がいいかもしれないという御意見ですね。そうすると、そのようなことが実際に可能かどうか、それは他の事例から、松本委員の御経験から、外務省の中で、さっき田中委員がおっしゃったような点に関してはいかがでしょうか。

松本委員：

外務省が去年の秋から始めたのが「開発協力適正会議」というものでして、これは、すべての外務省の ODA 案件について、交換公文を結ぶ前の段階で外部有識者の委員に意見を聞くという場があります。すべて公開されています。1 つユニークなのは、事前の段階で関係書類がホームページに公開されるという点が非常に変わっているというかユニークだと思います。つまり、1 週間前からそれを見て、この案件を本当にすべきかどうかという意見を外の人も言うことができる仕組みになっています。もちろん、外務省が練った後、最後の意思決定までの間は余り時間がないので、我々も与えられている期間は 1 週間で、1 週間で与えられた全案件をチェックしなければいけません、開かれる会合は年 4 回なので、特に年度末は 1 回に審議しなければいけないのが十何件とか、すごくふえるが見込まれています。まだ年度末が来ていないのでわかりませんが。したがって、それだ

けの案件を一通り見て、この案件はちゃんと審議しましょうというものを選んで、それについて2時間で議論するというやり方です。したがって、実を言うとほとんど時間はかけられないやり方を外務省はとっています。委員は6人しかいません。6人で全案件を見るというやり方をしています、これがいいかどうか、まだ評価できる段階にはありませんが、現実として外務省は、交換公文を結ぶ前の段階で全案件について外部の有識者の意見を公開の場で聞いている。それについては、担当者が説明して、対処方針もその場所、あるいはその後文書で出すということになっています。

原科委員長：

2時間はいかにも短いですね。それは延長は可能なのですか。2時間を3時間とか。

松本委員：

今のところ、1年目はこれでいこうということになっています。

高梨委員：

それは、全案件、全スキームのあれですか。

松本委員：

そうです。カテゴリ分類は関係なく。

高梨委員：

技プロ、無償、円借款。

松本委員：

技プロは入らなかったかな。技術協力は入っていないですね。無償と有償です。技プロは入っていないです。

高梨委員：

技プロなんかだと、私たちは年間900本以上あるから。12件なんていうオーダーじゃないから。

原科委員長：

お金が絡むとね。

それでは、今みたいなことで、コンパクトな形でやっておられると。これがうまくいくかどうかは問題かもしれないけれども、できなくはないということで、我々のこの対象案件の場合には、それよりはもう少し判断しやすいかもしれないですね。今のこの意味では、発掘段階でどうか判断することが大事なんだから。

高梨委員：

ただ、非常に難しいのは、ジェトロさんの場合はどちらかといったら実施機関は後で決まるといいますか、タイムスケジュールが私はわからないので、また御説明いただければと思うのですが、案件の選定とか民間からのヒアリングは経産省はやっていると思うのですが、既にその段階でジェトロさんが委託機関として決まっているのかどうか。我々民間サイドからすると、ジェトロさんの姿は見えていないのです。公示の文書等々にもジェトロのガイドラインのリファレンスはありませんので。そして実施の段階になって新日本監査法人とジェトロさんが出てくるという形なので、松本さんの御指摘にもあるとおり、JBICのチェックリストを使うということで、我々のつくったジェトロさんのガイドラインのリファレンスというのは各報告書でもほとんどない。恐らくこの傾向はもっと進んでいくと思うのです。組織としての立場が非常に中途半端なので、今のような形でジェトロさんが入っていくのか。毎年委託は競争入札という建前であると、全案件をヒアリングと同時に全部チェックしてというような対応がとれるのかどうか。そういう意味で、制度設計について経産省と協議というのを松本さんが入れたのはあれだと思っておりますけれども、本当にこういう形で進んでいけるのかというのは懸念を持っていますし、民間からすると、ジェトロさんのコメントというのがどれだけ聞いてもらえるのかといいますか、指導できるのかというところが、根拠があいまいになってきて、恐らく作本さんが一番苦労されていると思うのです。その辺、もし御意見があれば聞かせていただきたい。

原科委員長：

今の件は、むしろジェトロ側に情報提供をしていただければ。今みたいなのをどんな仕組みでやられるか。

市原部長：

ジェトロの今年度の事業の形態を申し上げます、事業支援管理法人かな、経済産業省による案件の公募より前にこちらの入札が実施されました。実質的に新日本監査法人と私どもは共同で提案しておりますが、契約関係では新日本監査法人が入札で落札して経済産業省と契約し、私どもは新日本監査法人からその一部の業務について再委託を受けている形になっています。その業務の内容は、案件の実施計画書のチェックや案件の進行の管理、報告書のドラフトのチェック等でございます、この仕事を経済産業省から新日本監査法人を経由して再委託の形で請けております。

一方、経済産業省は、前回だったかにこの場でも申し上げましたとおり、事業仕分けの結果も受けまして、今年度は経済産業省みずから公募して契約をするという形になっております。経済産業省の公募ですね。これはタイミング的にはその後の段階で行われますが、ひとえに経済産業省がみずから決定して、発表されております。

ただ、私どもはその過程で、経済産業省から受託したいとお申し出になられた方々から出てきた書類の中身をチェックいたしまして、また経済産業省から示されている基準がございます。この基準は、当該事業がその国の計画の中に位置づけられているかとか、与えられたとおりに中身をチェックして、それを技術点の案として作成する。これは受託した人ならだれでもチェックできるように与えられている基準でございます、その基準にのっとり、ちゃんと記述があるのか、そういうことについて言及がされているのかという項目をチェックする作業をいたしております。

ただ、いずれにしろ、意思決定のところは経済産業省でなされるということになっております。

原科委員長：

そうすると、ジェトロは経済産業省の公募した後に、選択する意思決定のアドバイス。

市原部長：

アドバイスというよりも、経済産業省に指定されたとおりの基準に従って該当事項があるのかどうかということをチェックした上で、その書式を埋めて、それが技術点の案になるわけです。

原科委員長 :

基準に沿った資料づくりですね。

市原部長 :

はい、そうです。

原科委員長 :

そうすると、その資料がちゃんとつくられていれば、さっきみたいな案件発掘段階以外のが、出てくる可能性はないということなのですか。

市原部長 :

いえ、それは私どもは意思決定しないので、私どもは申し上げられません。

ちなみに、技術点 30 点に対して、政策点は別に重みがありますので、そういう重みづけをどうするかも含めて政策サイドの判断ということになります。

原科委員長 :

そうしたら、ジェトロからそういう意見を出した方がいいんじゃないですか。独立行政法人ですね。行政に対して意見を言うのが仕事なのだから。METI の判断に関して、それはおかしいですよと言うのが、国民が求めている本来の使命ですよ。それを正々堂々と言ってくれないと。

市原部長 :

この委員会でいただきました御意見はちゃんとお伝えさせていただいております。

原科委員長

制度の趣旨に合わないことをやっていたらまずいですね。また事業仕分けされてしまう。もうやめろと言われてしまう。それを独立行政法人の役割としてやってもらう、それを我々がサポートする、そういうのがいいんじゃないかなと思います。

基準に沿ってやってみて毎年こういう対象が違うようなのが出てきてしまうのは、やは

り基準がおかしいと思うのです。

市原部長：

この委員会での御議論、それから議事で出た発言、そういうものはちゃんと私どもはお伝えし、こういう趣旨に沿って対応いただけるように、この委員会が終わりますと毎回それはやらせていただいております。

原科委員長：

ぜひお願いします。案件発掘段階であるということが確認できるような基準をきちんとつくっていただきたい。これまでの経験で見ると、どうもそういうのがきちんといていないようなので、後で具合が悪い、そごを来すということで、ぜひそれをお願いしたいですね。そのときに、もし必要なら諮問委員会が関与してお助けしてもよろしいですよと、そういうことで諮問委員会としては意見を出せばよかったですね。それを参考にしていたければ。

市原部長：

しっかりそれはお伝えさせていただきます。

原科委員長：

それは我々としての要望といいますか、この制度をよくするための要望としてお伝えいただきたいと思います。

そういうことであれば、案件発掘段階でない場合の対応は例外的措置として考えておくけれども、基本はそういうのはなるべく考えないでいいようにしたいということですね。でも、実際にはかなり進んだものが出てきてしまうのですね。

作本監査役：

今、原科先生からいろいろな考え方、あるいはほかの委員の方から御紹介いただいたのですが、私も前に、アセスが終わっているとかいろいろなことを指摘してきたこともありますがけれども、同時に、過去の調査が古くなり過ぎて、もう一度調査の必要があるというものも含まれているのです。ですから、私も前にアセスだけを 1 つの判断に考えていた

こともあるのですが、過去の調査が例えば 10 年前だったら、人口分布を含めて現地事情が余りに変わり過ぎているから改めて追加調査・補正調査を行う必要があるというような場合も、今回同じような分類分けの中で考えていただいて、もしされるのならばですね、していただければと思います。

原科委員長：

そうですね。

では、今の点もあわせて配慮いただきたいということですね。調査が古過ぎる場合。

この件に関して、ほかに御意見。

宮崎委員：

1 つ松本委員に教えていただきたいのですけれども、1 ページの……

原科委員長：

別の件ですね。今の件は大体今のようなことでよろしいですか。

松本委員：

1 点だけ。高梨さんに、もし問題がなければ教えてほしいのですが、このようにやっていくと、JICA がやっているような民間から提案できる PPP とか、そういうものと中身がすごく似てきている部分を感じるのですが、民間の側からすると、JICA でやるような提案型で民間が自分で出す PPP と、このジェトロの調査というのはどういう違いがあるのか、整理のために教えてもらえると助かるのですが。

高梨委員：

やはり基本的に違うのです。従来、ジェトロさんは基本的に ODA をターゲットにしているのです、円借款にしても、派生的に無償になる場合もありますけれども、それは我々から言うと、建設して向こう側に提供して終わりということで、そういう面で、事業というよりはプロジェクトとして完結することを目指しているのです。PPP ですと事業主体者をその後ずっと続けるということですから、例えば浄水場のプロジェクトにしても港湾の案件にしても、施設をつくって終わりではなくて、それを運営・管理するところまで視野

に入っていないと PPP 案件は難しいのです。それはチーム編成のときから全然違いますし、テクニカルの上のチェックはコンサルタントがやらざるを得ないですけれども、例えば運営・管理のところとか、特に最近はリーガルとファイナンスの面が PPP 案件だと物すごく大事になって、そういう新しい専門家に入ってもらわなければいけない。そこが ODA とは全く違う世界なので、実施する側からすると全く違う対応が求められる。そんなところですよ。

原科委員長：

その違いがあることはそれでいいのでしょうか。つくって終わりというのでいいのかとちょっと疑問を持ってしまいました。ODA なんだから。どうでしょうか。そういう仕分け方をすると具合が悪いんじゃないですか。つくって終わりというのは。

高梨委員：

プロジェクトで、相手国側からすると、港湾だったら港湾公社とかがあるわけですよ。そこが維持管理をする。だから、そのために必要な港湾の拡張をしたいので、そこは日本の援助でやってほしい、そのかわり、でき上がったらそれを自分たちが管理・運営しますと。今までですと、それにプラス、効率的に運営するためにマネジメントとか人財の支援をプラスアルファでお願いします。

原科委員長：

運営・管理がちゃんとできるようなものに関してはそれでいいです。そういうものを仕分けないと。

高梨委員：

でも、相手側が、もうこれは民間の事業としてやるのだと。要するに、債務の累積もたまっているし、これ以上借りられないという場合には、投資案件としてこの事業を切り分けして民間に委譲してしまうというような大きな政策決定が必要なので、今までのやり方とは基本的に違った意思決定・政策が求められる。最近、特に PPP とか、民間投資でやろうというのがはやってきているといえますか、財政事情が許さないということになってきています。ですから、いい悪いとか、ODA でもっと先までやれというような話とち

よっと違う観点の政策的な配慮になる。

原科委員長：

では、この件は今のようなことでよろしいでしょうか。

そうしますと、1つは、基準に沿った資料をジェットロでつくられるわけですから、そのところで案件発掘段階でないものが紛れ込まないように基準の見直しをぜひお願いしたい。

あわせて、それだけでは不十分かもしれませんから、諮問委員会からも可能な限り協力したいと。案件発掘であるかどうかの判断ができるような仕組みをお考えいただきたいということでございます。

それから、さっきおっしゃった過去の調査が古過ぎる場合云々というのはその段階ではわからないのかな。

作本審査役：

初期の段階ではわからないかもしれません。ただ、今のスクリーニング調査ではないですけれども、そういうところで書き込ませれば、過去の類似調査ということで、そんなことをやれば将来的には可能だと思います。ただ、これは私どもだけでできることではないと思います。

原科委員長：

そういう情報も最初の段階で獲得していただいて、過去の調査が古過ぎる場合の対応ができるようにしてもらいたいということです。

では、そのようなことでお願いします。

宮崎委員、どうぞお願いします。

宮崎委員：

松本委員に全体をまとめていただきまして、ありがとうございました。

1つ教えていただきたい。細かいことなのですが、1ページの(2)の「参照するガイドラインについて」の文章の後に、ほかのところの記述は、次のような課題が出されたということで各委員の名前が入っているのですけれども、ここは各委員から出された

ということなのでしょうか。ここだけ名前が入っていないような気がしたのですけれども。

松本委員：

済みません。これは最初が松本で、次が高梨さんです。名前を書き忘れました。済みません。

田中委員：

今の（2）の「参照するガイドラインについて」のところに、差し支えなければ加えていただきたいのですけれども、資料 2 の各委員の意見のコメント集の 10 ページに私が書かせていただいたのをに入れていただきたいのです。その 10 ページの真ん中あたりに、「なお、ご存知のこととは思いますが、JICA 環境社会配慮助言委員会が下記の類似調査に対して作成した助言文書も参考にさせていただきたい」と書いたのですけれども、ジェトロの皆さんが担当しておられる大型インフラに関して、JICA に実際の類似案件がたくさんございます。港湾とか空港とか鉄道とか地下鉄とかですね。その助言委員会で実際にどんな議論がされているかもすべて公開されています。これを参考にしながら調査を進めていただくというのが非常に大事ななと思いましたので、こういった助言文書も参考にしてくださいというのをに入れていただきたい。

それと、その下に、スクリーニングということで、JICA において円借款事業の協力準備調査等を実施する場合には、JICA 環境社会配慮ガイドラインに添付されているスクリーニング様式が用いられている。添付 3-1 のスクリーニング様式に記載があるが、これはキエフの地下鉄案件ですけれども、この場合には記入責任者は、事業実施機関であるキエフ市・キエフメトロ社の本件責任者であるべきところ、そうではなくて日本側の名前が入っていたりするものですから、その段階で、これはどうなっているのかという話になります。このあたりもぜひ、スクリーニング様式、特に円借款形成の大型インフラの場合には、すべて JICA のスクリーニング様式を、きちんと活用していただいて書いていただくというのが、将来的にいい案件であれば、JICA の方でさらに調査をする可能性につながると思います。

原科委員長：

その文章を本件責任者であるべき者が書いていないということですね。

田中委員：

ほかのスクリーニング様式ではちゃんとしているものもあるわけですが、このキエフの地下鉄の場合はそうではなかったものですから、上の 2 行だけで結構ですので、スクリーニング様式というのはとても大事だということ、円借款案件形成の場合にはスクリーニング様式を先方にきちんと記入していただくということを書いていただけないかと思って申し上げた次第です。

松本委員：

今の点ですが、私が田中さんのを読ませていただいたときに、問題点は記入者のように思って、つまりスクリーニング様式は使っているけれども記入者が違うという書かれ方だったので、個別かなと思って前の 3 ページには入れなかったのですが、記入者の問題ではなくて、スクリーニング様式が出されていないということだったのですか。

田中委員：

いや、スクリーニング様式は出ているのですけれども、基本的に中身が、例えばここに「関連情報や現地ステークホルダーの意見などを報告書に盛り込んで欲しい」と書いてあるのが、書かれていないのです。これが書かれていないレポートだと、例えば JICA の助言委員会の場合は非常に厳しい意見がたくさん出るはずですので、こういったこともきちんとスクリーニング様式に基づいて書いていただくことが大事かなと思った次第です。

原科委員長：

スクリーニング様式をきちんと出してくれということをどこかに書いた方がいいのかな。

田中委員：

スクリーニング様式がきちんと書かれている案件はもちろんございますし、そうではない案件、ばらつきがあるので、そこをきちんとした方がよろしいかと思えます。

これは、JICA のガイドラインに添付されているスクリーニング様式を使ってくださいという意味で申し上げているわけです。

松本委員：

ちょっと杓子定規かもしれませんが、どうしてもジェトロのガイドラインに従って書くものですから。スクリーニングについて、基本的にガイドラインは、所定のスクリーニング様式を使うことは書いてあるのですけれども、JICA のスクリーニング様式あるいは JBIC のスクリーニング様式については参考にしなさいと書いてあるので、ここでも私はあくまで参照という書き方で、必ずそれを適用という書き方にはしていません。なので、今の田中委員のことも、その場合、JICA のスクリーニング様式を参照するというような書き方でよいということですか。

田中委員：

それで結構です。

原科委員長：

参照することを推奨したいということですね。

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ちょっと話が飛びまして、余計なことを言います。私は先週アメリカに出張しまして、日曜日に帰ってきたのです。久しぶりに日付変更線を越える出張だったのですが、アメリカに行きまして、ワシントンで世界銀行なんかも訪ねました。たまたま世銀で、IAIA のワシントン支部があるのですけれども、その皆さんが特別講演をしてくれと言うので、講演してきたのです。1 時間半ぐらいでしたか。40 分ぐらい話をして、40～50 分議論をしたのですけれども、これがなかなかよかったです。

世銀はいろいろなしっかりしたルールを持っていると言っている人がいますけれども、やはりいろいろ問題はあるのです。むしろ JICA の方がある意味で進んでいるところもあるので、逆に JICA の話もしっかりしてもらいたいということでもございました。例えば、JICA では、第三者性の高い外部専門家による審査システム、助言委員会と呼んでいますけれども、これなんかはすごく光るのです。世銀はそれが無いので。なくても、世銀の仕組みの場合には、理事会に各国からの理事会メンバーがいるとか、そういう緊張関係があるとか、専門家が自然環境だけでも全世界に 250 人いて、社会関係は 150 人、400 人も専門家がいますから、マンパワーもあるということで、その両方の面があるので比較的きちんと審査できそうですけれども、ただ客観性というところではなかなか難しいのです。

ということで、第三者性のある仕組みがあるというのはすごく評価できるということです。それが 1 つで、皆さんもそういうことを感じているようでした。

もう 1 つは情報公開の問題です。情報公開も JICA は随分進んできまして、10 年以上前は問題がありましたけれども、ガイドラインを何度も改訂してきて、今は相当情報公開が進んでいまして、例えばモニタリングの結果を情報公開するようになりましたね。世銀ではいまだにそれがきちんとできていないようなので、そういう問題点も感じているようです。

私の講演の前の晩に、インフォーマルなパーティーも開いてくれたのです。その場でもいろいろ裏話がありまして、両方の情報交換の結果、そんな印象を受けましたので、世銀でも問題があるという意味では、JICA の仕組みはかなり評価されてきています。だから、今、田中さんがおっしゃったようなスクリーニング様式云々なんかも参考にさせていただくと、ジェトロの仕組みもさらによくなると思います。そんな点も、我々は考えていかないといけないかな、という感じを持ちます。今おっしゃったことは推奨されるということで、それは非常にいい方向だと思います。

ですから、助言をする我々諮問委員会、最初に戻りますけれども、案件発掘段階でどうかということに関して、何かの形でこの委員会がコミットできるとさらによくなると思います。そうすると、この事業に対するそれぞれの事業仕分けの議論のときにきちんとチェックをしているという証明になりますから、そのようなことをぜひお願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

作本審査役：

済みません、最後に関連で。意見書のことと直接かかわるわけではないですが、ちょっと時間の関係はありますけれども、皆さん方から教えていただきたいのは、意見書では 4 番なのですが、「他の選択肢との比較検討」ということで、この字句あるいは内容にかかわることではないのですが、どのような比較検討なら合格ゾーンなのか。一番好ましいのは、例えば、道路なんかで A、B、C があって、それぞれの環境影響はこうですよというような形のわかりやすい場合はいいのですけれども、そうでないような比較、例えばコスト面とか社会環境面以外のことも含めてセットにしたような形の比較の手法というものがあるのかどうか、そのあたりについて知識があれば、私は不勉強ということがあ

りまして、教えていただきたいのですが。比較の集合とか方法で何か。

原科委員長：

あります。点数を出したり、定性的に書いたり、いろいろな方法があります。具体的にどの案件でこういう問題があるかがわからないので、案件を見ないで、今のに対する答えは出ないのです。だから、さっき申し上げたのは、対象案件のリストを付していただいて、番号をつけて、この案件ではこういう問題があったと言っていただくと、それで初めて、どういう方法でというのが出てくるのです。

村山委員：

今、委員長がおっしゃったとおりで、案件によっては、ちゃんと選択肢を挙げて項目別の比較をされているものがあるのです。一方で、全くそういう選択肢を挙げていないものもあるのです。そういう意味では本当にいろいろなものがあって、少なくとも実施しない場合との比較ぐらいはやらしてもらわないと、ガイドラインに即していないということになると思うのです。それで私はここに挙げていただいたような意見を出しているのですけれども、本当に案件によって違うので。

作本審査役：

では、バリエーションがあつていいということですね。

村山委員：

それはそうだと思います。ただ、最低限、実施しない、ノーアクションとの比較は必要だと思うのです。そこは最大公約数として最低限やっていただく必要はあると思います。

原科委員長：

だから、ここに委員の名前と案件、具体例、この案件はそういうことになりましたよと、そうやっておくといい。

松本委員：

その件は、もともと案件名は書かないということがこの委員会の中の基本だったから、

私は書いていないのです。つまり、個別の案件ではなくてガイドラインの運用上の問題をここに書きましょうと。逆に、この案件は特別だったと見られないように、こういう問題があるということはほかの案件のときにも同じ失敗をする可能性があるので、こういう点をこれから注意してくださいと、あくまでそういう意見書なので、案件名を書かないでおきましょうと。

原科委員長：

そういう趣旨でも、案件名を書いてもいいんですよ。

松本委員：

ですから、皆さんにここで案件名を書くということで了承していただければ、それでいいわけです。ここに書いていない理由はそこです。

原科委員長：

私もそれはよくわかった上で言っているのです。そうだけれども、これからはそれを書かないと、人に説明できないのではないですか。

松本委員：

そうでないと後ろに添付してある書類の意味が余りなくなってしまうのです。後ろに全員のコメントを添付しているということは、そこに行けるという。

原科委員長：

そこなんです。行けないので、番号を振っておけばぱっとわかる。参照性がなくなって、これではぴんときないと思いますよ。各委員のを端から全部読む人は余りいないです。気になっているところをぱっと読む。だから、番号があれば、それで初めて。それで参照して後ろを見ればいいわけです。ここは単に番号を打つだけです。今の形では後ろに参照できないのです。だから、それはこれからの工夫として相談しなければいけないかなという感じがします。案件ごとの意見は具体的に載っているわけですから、出ている以上はある。あとは参照できるかどうか。「比較検討の記述を徹底すべきである」というのは具体的にはこのことを言っているんですよというのがわかれば、それが具体事例として理解できま

す。

佐々木主幹：

イメージとして、例えば 4 の 1) に村山先生の記述がありますけれども、ここは、（村山）と書いて、円借款形成No.1 というイメージ、それで表があって、さらにこの添付のコメントがあるというようなイメージですか。

原科委員長：

そう。

佐々木主幹：

表はうちの方で用意します。

原科委員長：

私はそういうイメージです。

松本委員：

意見書に名前を書くというのはどうかと思うのです。それぞれのコメントに個別の委員の名前が入るのはちょっとおかしいと思います。

原科委員長：

では、むしろ参照すべき案件の番号で、名前は外しておく方がいいと。

丸上委員：

委員長の御意見に逆らうようではありますが、松本委員が先ほどおっしゃいましたけれども、この資料 1 は、全体をまとめる、こういう内容の意見がありましたよということをもとめられたということですよ。個別のものについては、例えば私の名前が書いてあるものは、後ろの方に資料が入るわけですから、ちょっと厄介かもしれませんが、そこを見ていただければわかるのではないかと思います。そういう意味では、ある程度、もちろん番号は書いていないですが、ここではこういうことを言っているのだとい

うことはわかるのではないかと思うので、先ほどいろいろ、例えばこの方はどの案件についてこの意見を出したというようなことが余り具体的に資料 1 に書かれるのは望ましくないのではないかと思います、結論的にはこのままでもいいのではないかという意見です。委員長と意見が違うのですけれども。

原科委員長：

私も悩むところなのですが、参照性が高い方がいいかなと。どっちみち情報が出ているのだから。これはデータが要るなら、ややこしいのですけれども。あとは、ぱっと見やすい方がいいと。

柳副委員長：

作本さんの先ほどの質問に関連して、「他の選択肢との比較検討」で私も幾つか意見を出してまして、追加の資料 2 の方に個別的な案件で意見を出しているのですけれども、これはこちらだけにしか載っていないので、対照がとれないところも若干あります。私の提出した個別の意見についても資料 2 の方に個別の案件ごとの意見として載せていただければ対照性がわかると思うのです。特に、私がここで指摘している中で、「選択肢に明らかに実現が可能でないものも含まれている」というのは、例えば高梨委員も丸上委員も指摘されているインドの案件に関連して意見を出したのですけれども、集光型の太陽熱発電のプロジェクトに対して、風力発電の検討とかを代替案でやっているわけです。自然再生エネルギーでどういうものがあるのか、あるいは地熱とかですね。太陽光発電で集熱型というやつプロジェクトで風力、地熱とかを検討されても余り意味がないだろうと思うのです。風力だと風がどれだけあるかという適地がありますから、適地があるかどうかということを検討しなければ、代替案に入れること自体がおかしいと思って、それは実現可能性がないのではないかと。集光型であれば、トラフとかフレネルとか、いろいろなタイプがあるので、それを検討していただくというのが代替案として適当で、そういう方向性で検討されるのが妥当で、そうでないやつを取り上げる代替案、それ以外の可能性というのは余り意味がないと思ってこういう意見を出したのです。

ですから、これとの対応で個別の意見がちゃんと掲載されているのであれば、この全体のところ、「他の選択肢との比較検討」の中に、こういう案件ということをつくられていますよという番号だけを個々に当てはめるのではなくて、全体の項目、4 の項目として、

こういう案件からこういうものが抽出されていますよというものであればいいのかなと。直の意見に個別の案件がくっつくというのは余り妥当ではないかと。それだけではなくて、ほかにも当てはまるようなことがありますので。だからブロックしたやつでというようなものがわかればいいかなというような気もします。評価した全体像が、特にこれとこれというのは何も挙がっていないので、どういうことを素材にしてこういう意見が出ているのかということがわかることが必要だと思うのです。

原科委員長：

私もそういう趣旨です。そのための工夫をしないと難しいかなと。

だから、事業ごとに委員の意見という組み合わせで後ろの資料に出ていますけれども、委員名だけではなくて、事業名も組み合わせで書かないとまずいのではないかと、単純にそういうことです。

では、それはどうでしょうか。検討してみますか。

作本審査役：

氏名のところだけははっきりしていた方がいいですね。案件に結びつけるかどうかは濃淡があるでしょうけれども。ほかではこういう氏名を挙げるところまでやっていないことが多いですかね。

原科委員長：

そんなことはないでしょう。助言委員会なんかは、だれがどう言ったか、みんな議事録に書く必要がある。

作本審査役：

こちらの添付の方で名前を落とすことは全く意図していないのですけれども、意見書の段階で討議用に名前を入れてあるというように考えていたのかなと思ったのですが、どうでしょうか。

原科委員長：

むしろ案件の番号をやった方がいいのか。名前を消して。

作本審査役：

それも先ほど柳先生がおっしゃられたように、あくまでも例示であるということで御紹介したということだったのですが。

原科委員長：

例示でもいいので。そこに意見が入っているのだから。個人名か案件名か、どちらかないと、その意見にたどり着けないでしょう。

作本審査役：

むしろ皆様方の氏名を入れるかどうか、皆様方の御意見を。

原科委員長：

名前か案件かなら、案件名だけにしてしまった方が意見にたどり着けるでしょう。これだとたどり着けなくなってしまう。

作本審査役：

それが趣旨なら、案件名を例示する。

原科委員長：

逆に個人名を消して案件名の方がいいのかな。例えばこの案件にはそういう問題があったということで。そうすると、その案件のところに行けば、どういうことだったかがわかる。

作本審査役：

個人名よりもむしろそちらの方が案件にたどり着けるという意味では。

原科委員長：

その方がいいのかな。しかし、案件が書かれていない場合もありますね。

作本審査役：

そうですね。

原科委員長：

個人名はいろいろな案件に出ていますから、クロスがいいかなと思ったのですけれども。

佐々木主幹：

松本さんがここにお名前を書かれたのは、一対一で書かれたのか、それとも、例えば先ほどの4の1)に（村山先生）と書いてありますけれども、村山先生はこの件だけでこれを言ったのか、そういう関係があるのか、それとも、ほかでも指摘があって、複数で。

松本委員：

これはほとんど一対一です。そうでないと、私もそれぞれの委員の先生が言っていることが同じことなのか違うことなのかもわからないので、これはすべて一対一の対応です。

佐々木主幹：

ということは、例えば、村山先生、No.4、円借款案件と書けるということですね。一対一ということですから。

松本委員：

もちろん案件と関係ないものもありますけれども、そこはできます。

原科委員長：

後ろの意見は案件ごとに個人名なので、その案件の索引みたいなものですね。

松本委員：

問題は、それぞれの委員の担当している事業が限られていますから、例えば、この意見は本当にこの案件だけなのかどうかは確かめようがないのですね。

原科委員長：

だから、あくまで例示ですよ。それがわかるように書いておけばいい。

松本委員：

何か余りなじまないような気がするのですけれどね。例示であれば別添資料の方が絶対いいような気がするのですけれどね。

原科委員長：

参照できればいいだけのことですから。

松本委員：

ここに事業名を書くのはなじまないのではないかと思うのですけれども。

原科委員長：

その趣旨だったら、ここに書くこと自体がおかしくなってしまいますよ。あくまでも例示だということを言わないのだったらね。あくまでも一般的に全部入れるみたいにしてしまったら。今のおっしゃり方だったら。

松本委員：

この問題は、ほかの事業にも起き得るという指摘だと思うのです。

原科委員長：

例示をしないと、逆にすべて一般化してしまっ、あたかもすべてに関与しているような感じがしますが、そうではないでしょう。たまたまこの案件に付帯でこういうのがあったというので。

松本委員：

いや、私の整理は、我々は次の事業についてコメントしているのであって、過去の事業の批判をするのではないという前提だから、こういう点が指摘されたので、今後見るときにこういう点を見てくださいよというのがこの意見書だという理解で、どの事業でということとは後ろの方に参考資料でくっついていけばいいように思います。

原科委員長：

具体的に中身がわからなければ。私は索引みたいなものと言っているのです。参照できるようにしないとわからない。つまり、ワシントンで連邦政府にもヒアリングしてきましたけれども、EIA で言うとサマライズですね。サマリーと本文の関係ですね。サマリーで余りサマライズしてしまうと具体的なところが引用できなくなってしまうのです。だから、そういう引用の工夫をしないとうまくいかないというのが基本的な考え方としてありますので、それで申し上げたのです。ただ、それがかえって逆の誤解を招くのだったらやめた方がいいという感じもするので、皆さんの御意見を伺っていきます。

高梨委員：

委員長のおっしゃる意味はわかるのですが、逆に我々受けとめる方からしますと、そういう番号とか個別のプロジェクト名とかが入ると、そのプロジェクト特有の問題だという理解がどうしても入ってしまうのです。そうすると、これは全般的な話ではなくて、たまたまそのインドのプロジェクトというように矮小化されてしまうような気がします。松本さんが言ったように、去年もそれをやったのは、全体のコメントとしてそういうのが出ているので、次回やるときには留意してほしいというレッスンとして提供すると。そこに個別なことが入ってくると、受け取る方は、これはどここの会社のやったあの案件にある問題だということで受けとめが弱くなってしまわないかという気がして、そういう面では、共通の問題としてこういうのがあるのだなど。

原科委員長：

私は逆に思ったのです。一般化するとウォーニングにならない、あれはまずかった、じゃあというウォーニングにならないという感じがします。これを読んでみて。逆に非常にぼんやりして。そういう意味では去年のと余り変わらないですよ。そういう感じを受けたのです。

高梨委員：

ただ、非常にアタックされるので。

原科委員長：

でも、皆さんの御意見でそういうのは余りやらない方がいいということであれば、私はまとめ役ですから、私の意見を通すわけではありませんから、では、そういうのはなしにしましょうか。その方が強い御意見のようですから。

作本審査役：

今の皆さんの御意見の中には、初期の段階はできるだけ抽象化して共通部分を将来に役立てていただきたいという願いがあったと思うのですが、毎回繰り返しているうちに、共通の問題点ということで、しかもそれが毎年あらわれてくるということになってきますと、これ以上抽象的に取り上げてもらちがあかないのではないかと原科先生的な考え方もよくわかるのです。それもある意味では数年繰り返してきたことによって今のこの現象が出てきているので、これを意見書をつくっていただいている方に毎回繰り返していただくわけにもいかないで、どこかで具体的改善に結びつくような道筋を何か考えないと飽きてくるのではないかと思うのです。言葉は悪いですが。

原科委員長：

では、それは今後の検討事項にしましょう。ことしの段階では、今の皆さんの御意見としてはそこまでやらない方がいいのではないかとことごとくですので、なしにしますけれども、その次、来年度ぐらいには再度検討したいと思います。

村山委員：

今回はそういう形でいいと思うのですが、次回、来年度、意見書の記述としてどのように書くかということを決めた上で皆さん意見を出した方がいいと思うのです。今回事業別の課題を出すと、どの意見についてどの例示があるかというのでボリュームが出てきてしまうので、それだと全部チェックした上でやらないといけないような気がするのです。もしそれを出すとすれば、どの委員がどれをチェックしたかという表も出さないといけないことになるので。

原科委員長：

だから、負担をかけて申しわけないのですけれども、そういう御負担をおかけしないと

難しいかなという感じを持ってしまして、そうすると、ただ負担をおかけするだけでは申しわけないので、若干の費用負担はしていただかなければいけないと思っています。準備ができたわけですね。その先の取り組みにしたいと思います。

では、こんなことにしましょう。そうすると、個人名を今は括弧で書いていますけれども、これも外した方がいいと。現在は参照用に振ってあるけれども、公表段階では外すということになりましょうか。そういう理解でよろしいですか。——では、そういたします。

外さない方がいい？

作本審査：

役 いや、皆さんの顔色を見ているのですけれども。

原科委員長：

では、こっちも残しておきますよと言った方がいいのかな。

松本委員：

これは後で事務局と相談させていただきたいというか、私がこのままこれを担当するかどうかは知らないのですが、逆の参照の仕方があるかなと思ってまして、添付してある各委員のコメントの方に、これがⅡの1の(1)の1)であるというように打つ方が作業としては楽だと思うのです。

原科委員長：

最初の部分が目立ちますからね。意見書は個人名を外して一般に話をして。

松本委員：

添付の資料2の方に本文の意見書の参照番号を書いた方が手続としては楽かなと。

原科委員長：

では、結論としては、最初の意見書の案で、ここには今は参照用に、確認していただくために括弧で名前を入れておりますけれども、これは外します。ただ作業用には残していただいて、公表用では外す。それから、むしろ各自の意見の方に最終的には残しておく、

こういう工夫をお願いしたいと思います。

それから、いずれにしても、どんな案件かというのがわからないところもありますので、そのリストをつくっていただくといいのですが、それはリストをつくってください。

では、この部分に関しましてはよろしいでしょうか。——ありがとうございます。それでは、この部分は以上といたします。

〈平成 23 年度案件形成調査事業（追加実施分）について〉

原科委員長：

では、2 番目に参ります。これは 23 年度の案件形成調査事業ですが、今年度第 3 回目の追加募集がございましたので、この件を御報告いただきたいと思います。機械・環境産業部からお願いいたします。

村上課長代理：

では、私から説明させていただきます。資料 3 をごらんください。

このたび、3 次補正の予算で、「平成 23 年度インフラ・システム輸出促進調査等事業（円借款・民活インフラ案件形成等調査）」に関する募集要領が 12 月 1 日に出されました。

本件は、これまでやっていた地球環境適応型云々の調査とほぼ同様のタイプの調査事業でございますが、違う点だけをここで申し上げさせていただきたいと思います。

違う点は、1 の「事業の目的」に書いてございますが、東日本大震災を受けて、被災地の復興と我が国産業の再生を目的としているというところが大きな違いでございます。

具体的には、2 の「事業内容」の（1）にございますが、被災地域が強みを有する材料・部品等の調達を通じて被災地域の復興に資するという案件。もしくは、その後でございます対象分野に限定されているところでございます。

そのほか、3 の「事業実施期間」というところがございますが、契約締結日から平成 24 年 3 月 30 日までというところでございますが、こちらは 12 月 1 日に公募が出されまして、3 月 30 日までという短い期間となっております。ただ、12 月 7 日に行われました公募説明会の席上においては、経済産業省から、契約締結後から非常に短い期間の調査になってしまうので繰り越しを考えていますという旨の発言がございまして、調査期間については平年どおりの期間で行いたいという説明がございました。

本件の説明については以上でございます。

原科委員長：

最後に言った繰り越しというのはどういう意味ですか。この期間で終わりではないという意味ですか。

村上課長代理：

はい。この期間では終わらずに、年度を繰り越して。

原科委員長：

余りに短いのでびっくりしたのですけれども、そういうことはないということですね。

村上課長代理：

はい。

原科委員長：

ということでございますが、何か御質問はございますでしょうか。

これは、「材料・部品等の調達を通じて被災地域への経済波及効果を生ずる蓋然性の高い下記分野」。宇宙産業はどうして被災地域に波及するのだろうか。

村上課長代理：

部品産業が被災地域にあるというところです。

原科委員長：

いろいろな関係する部品産業がいろいろあるということですね。

何か御質問はよろしいでしょうか。

一番気になったのは期間でしたけれども、期間は繰り越されるということですから、かえって時間は十分あるかもしれないですね。

田中委員：

契約の要件として、16 件程度の採択ということでここにお書きになられているのですが、結構数が多いと思いました。この場合に、対象分野、宇宙産業からリサイクルまでの間で、これは私の個人的な意見ですけれども、鉄道とか石炭火力、水力、送電線、原発もここに書いてありますけれども、こういったものは通常、環境影響評価に相当長い期間、それからパブリック・インボルブメントも何年もかかってやるのが日本国内でも当然なのですけれども、途上国の場合も当然そういうことをやっております。そうなった場合に、この調査の名前が「輸出促進調査等調査事業」ということで、例えば円借款における「案件形成」とかという名前と全く違うということです。ただ、これは括弧して「円借款」と書いていますので、この辺の仕分けはどのように考えておられるのか。つまり、調査に 5 年も 6 年もかかるような、大型インフラであれば当然それだけの年月がかかるというようなものをこの段階でやる場合には、一番最初の案件形成、案件発掘のような調査レベルでやられるというのが私の認識なのですけれども、そういう認識でよろしいのでしょうか。そこを教えていただければと思います。

村上課長代理：

特段これまでの調査と変更とは聞いてございません。今までのスコープと同じと聞いております。

田中委員：

そういたしますと、例えば鉄道案件の場合は、マスタープランからスタートするのか、あるいは相手国でフィージビリティみたいなものがある程度できているのをサポートするようなやり方もあるかとは思うのですけれども、ステークホルダー協議なんかは相当時間をかけてやることになると思います。そういう御説明もこの説明会の中ではなさっておられると思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

村上課長代理：

特段その部分について細かい説明はありませんでした。

田中委員：

この場合も、先ほどの議論の中で JICA のスクリーニングのフォーマットをぜひ活用い

ただきたいと申し上げたのは、その中に、どういう人たちとステークホルダー協議をやったか、行政の中だけでやったステークホルダー協議なのか、NGO の方、あるいは関係する方々、立ち退きを迫られるような住民の人たちも入るのかというようなことを書くようになっていきますので、そのあたり、これを請ける方がそういうマインドで請けて調査をされるのが大事かなと。先ほどの議論の中で申し上げた、案件を採択なさる前にこの諮問委員会の中で、これがそのレベルにあるのかどうか、つまりこの諮問委員会の中で議論できるようなプロジェクトとなり得るのかどうかを、ある程度議論する場というのがとても大事かなと思って申し上げた次第です。

作本審査役：

私もこの書類を初めてというか、事前に読ませてもらうべきものを今読んだのですが、もし来た場合には本当に原発をやるつもりなのですか。はっきり質問させていただくのだけれども、私は今途上国にずっと住んでいて、インドネシアに 20 年、用地を確保して現地を見学してしまして、本当に原発の案件が入ってきたらここでやる予定があるのですか。ジェットロは今そういうところに来ているのですか。そして我々がそれを委員として検討することがあり得るのでしょうか。これはほかの案件と違うので。

原科委員長：

原発は円借款はできないですね。J B I C だってこれからやり方を変えないといけないのでは。

丸上委員：

質問したいのですけれども、きょうの議題でこの募集要領の説明をされた趣旨はこういうものだと理解したらいいのでしょうか。単に経産省はこういうことを実施するということのインフォームをされているということだと理解していいのでしょうか。それとも何かこの委員会で意見をすることを期待されているのでしょうか。

村上課長代理：

本件についても新日本監査法人与ジェットロが案件管理をすることになりましたので、そういう形で、これまでの調査と同様に我々がドラフトのチェックを行うということの報告

ということで一応させていただくということでございます。

丸上委員：

この募集要領の説明を受けて、ジェトロさんとしてこういった案件について応募しているというような計画を御説明される用意はあるのですか。

村上課長代理：

いや、我々がその案件管理を請け負うことになりまして、これまでと同様に、ドラフトのチェックであったり、先ほど市原が説明しましたような形での案件管理を行うことになりましたということで、報告をさせていただいたということでございます。

原科委員長：

「被災地域が強みを有する材料・部品等の調達を通じて被災地域への経済波及効果を生じる蓋然性の高い」という記述の中で原発が入っているのはちょっとまずいかもしいかな。被災地の感情を考えるとね。どうなのでしょう。これは政治的配慮をした方がいいんじゃないかな。これはまずいことになるかもしれない。

田中委員：

今のお話の中で、16 件の採択予定に応募者が来たときに、福島原発の状況がこういう中でどうするのですかという意見をこの諮問委員会の中で議論するような場があれば、今のような議論が出てくると思います。それを参考にしていただけるかどうかは別にして、これは公開されている委員会ですので、それはきちんとした意見として言うことも大事ではないかと思います。

私自身は、石炭火力自体が火力発電の中で、途上国は石炭をたくさん使っていますので、CO₂ 問題で苦しんでいるということもあり、最新鋭の日本の石炭火力を公害対策技術を含めて支援するというのであれば途上国の人たちも喜ぶと思います。実は、きのうから 2 週間、行政官が 15 名、円借款にかかわる環境社会配慮研修で日本にいられていまして、今週から私どもは石炭火力を見に行くことにしているのです。

ですから、そういう場があればそのような意見も申し上げて御検討いただくのが大事ななと思っております。

柳副委員長：

石炭火力も、日本の効率性のいい、硫黄分の少ない石炭と、途上国で使っている亜炭に近いようなもので議論しても、なかなかうまく整合性がとれないんですよ。

原科委員長：

そんなことはないです。テクノロジーでいけるです。我が東京工業大学には専門家がいっぱいいますから、これは間違いなく大丈夫。

柳副委員長：

現場を見るということと、使う成分がどう違うのかということで、どういう工夫をするのか、そのような議論もぜひされた方がいいと思います。

田中委員：

そこはそうだと思いますし、排煙脱硫とか電気集塵とか、いろいろなものがほとんど動いていないまま排出している発電所が途上国では多いわけですから、そこでどうするかというような議論も本当はこの調査の中でいろいろ出てくるのではないかと思います。

原科委員長：

日本は、本当に大したものだと思っています。同僚のやっていることを褒めるのも何ですけれども、それを広げれば相当効果があります。

高梨委員：

そういう面では、今言ったようなコメントで、ジェトロさんが案件の審査をしたときに技術点の評価のところには皆さんの意見を反映するような場というのは、まずそういうことが可能なかどうか。

原科委員長：

それはまさにジェトロの役割ですね。原発は相当注意しておかないとこれからはリスクーだと思っています。

村上課長補佐：

実際には基準がございますので、我々はそれにのっとってやっているだけ。そこを請け負っておりますので。

原科委員長：

基準に対してコメントを出したらどうですか。

村上課長代理：

そういう意見について申し入れることはできます。

原科委員長：

そうしないと独立行政法人をつくった意味がないですよ。必ず国会でそういう議論が生まれますよ。

市原部長：

ここで出た意見を申し入れることと、今年度契約して実施している業務とは性格が違っていると思うので、こちらで出た意見はちゃんとお伝えさせていただきます。ただ、今年度の業務は、入札で取らせていただいた業務として、これはこれでやりますので、今年度与えられている様式の中には残念ながらジェトロの意見というのはありませんので、その仕事はその仕事でやります。一方、こちらの意見は次回以降に反映していただけるようにしっかりお伝えさせていただいて要望させていただくということはやらせていただきます。

原科委員長：

次回というか、まだ始まる前だから、今からやっていただきたいですね。何か工夫してね。難しい？

市原部長：

済みません、それはお約束はできません。向こうの政策決定でございますので、お伝えはさせていただきますが、実行のお約束は。

原科委員長：

もちろん約束してくれとは言いません。それはよくわかっております。ただ、いろいろ意見を出していくことが大事なんです。そういうアクションをとらないと、ただ言われたとおりにやっているのでは、独立行政法人の意味がないですよ。

宮崎委員：

今の御議論で、もちろんジェットロさんが入札でこの案件を取得されたということで、ジェットロさんが出てくる案件について精査されて、経済産業省にこれがいいのではないかと推薦をされるか、これがいいか悪いかということと判断されると思うのです。そのときに、ジェットロさんの環境社会配慮ガイドラインあるわけですから、判断の書類の中には入っていないかもしれませんが、判断されるときにそれと照らし合わせてみてどうなのかというようなことを加味して判断していただくと、ある程度この委員会の役目も果たせるのではないかという感じもするのですけれども、いかがでしょうか。

市原部長：

ジェットロが請け負っている業務は、その判断をする業務ではなくて、基準に従って該当事項が記述されているかどうか、そういうことを申請書類との関係で読み取って様式につけていく、要するにその有無を読み取って、有無を判断したことによってそれが点数になっていくというその点数案を作成する作業でございます。採択の基準そのもの、要するにその様式の判断すべき事項そのものも含めて契約で示されているもので、そこで我々が基準を変えたりということでもございません。結果的に、採択の該非につきましては、この中でも説明されておりますとおり、第三者も入った委員会で経済産業省で決定するという一方で、その判断も含めて経済産業省で決定することになっております。

原科委員長：

そのことはわかります。それは基本です。ただ、それだけではなくて、やりとりがあっという間でいいでしょうと申し上げているのです。

市原部長：

はい。

田中委員：

これは私の個人的な意見ですが、この対象分野の中で原子力発電だけは排除されるべきものです。私ども JICA が ODA 事業の中で円借款にて原発の本体をつくる計画を支援するというのは OECD の規則上できないことになっています。

そういう中で、今の福島のおあいう悲惨な状況の中にもかかわらず、万が一これを調査するということになったときには、そこに対して議論をしていくというのは非常に難しいことだと思っています。私は、これは今の状況で原発案件を採択するような話ではないと個人的には思っています。ですから、もしもこれが採択されて、この諮問委員会に御意見を下さいと言われたときにどう対応するのかということは、今議論しておかないといけないのかなという感じもしました。

柳副委員長：

先ほど宮崎委員が指摘された、この要領は一応経産省のものではありますが、環境社会配慮に関してはここで作ったものと同じものが要領の前提としてあるわけですね。ジェトロとは書いていないけれども、その意を体したようなものがついている。それに基づいてジェトロで請けて審査をするときに、今までは内部的にやっていたわけです。今もやっているわけですが、それを少し外に出すといいますか、内部の意思決定のときにこの委員会に諮るということが必要なのではないかと。今のところは出てきた案件を後で評価するという形にしているのですけれども、そもそもその前の段階でコメントをつけるとき、評価をするときにここに関与させた方が、後戻りしなくていいのではないかと。手戻りしている現状では後で言っているだけです。それがどのように事後のいろいろなやつに反映されるかというのは蚊帳の外に置かれている状況にありますので、採択するときにコメントをつけるときにここが関与して、環境社会配慮の観点からこういうところは配慮してくださいよということであれば、田中委員がいろいろ危惧されているようなことは最初から除外される可能性もあるわけですね。そういうこともあるのではないかと。従来どおりの環境社会配慮の審査会（「諮問委員会」前同）のあり方も対応を変えた方がいいのではないかと。思います。

原科委員長：

先ほど申し上げたのはそういうことです。そのとおりだと思います。
それはどうでしょう。

作本審査役：

ただ、御存じのように、契約の主体は我々ではないのです。競争入札に我々が参加したというだけであって、発注者に対して物申すことは形式上はできないのです。発注者に対して何か条件をつけるということは、違法行為どころか脱法行為になりますから。

原科委員長：

条件はつけないけれども、意見は言う。

作本審査役：

意見を言うのは構わないのだけれども。

柳副委員長：

案件があるわけです。ここで審査する部分もあるわけですよね。審査というかチェックをする部分、そこにかむというだけですよ。

作本審査役：

わかっています。だから、意見はぜひ述べていただきたいと思うのですが、そこに具体的に何か影響を及ぼすということはかなり難しい状況にあると私は感じるのです。

柳副委員長：

最終的にそれをどうするかというのは向こう側でしょうけれども、この段階でやれることはやろうということで、この委員会に関与してやるべきことはやっておいた方がいいのではないかと思います。

原科委員長：

だから、採択時に諮問委員会からコメントできるようにしたい。それをどう受け取るか

はもちろん経産省の判断です。

松本委員：

それに関して言うと、今回いただいた募集要領の 2 ページ目の<注 1>の (7) に「プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会への配慮が不十分な案件」は採択しないという方向が出されていて、私たちとして関心があるのは、この (7) はどうやって確認されているのかということだと思っております。もしこれにジェトロがかかわっているのであれば、この諮問委員会を使われて、(7) に関する意見をこの枠組みの中で言うことができると思うので、そこが一番大きいかなと思うのですが。

原科委員長：

環境社会配慮が不十分な案件は御遠慮くださいと書いてあるわけだから、ノーと言っているわけですね。だから、採択段階でこちらからその配慮が十分かどうかチェックすることはおかしくはないですね。こう言っている以上はね。

松本委員：

現実には、これは委託元からは来ないのですか。この点について技術的に見てくださいますか。

村上課長代理：

この点についても見るような指示は来ております。

松本委員：

つまり、委託されている枠の中で意見を言うことはできるということですね。

村上課長代理：

はい。

松本委員：

あとはジェトロ側がその意見を書くのにこの諮問委員会を使う意思があるかどうかとい

うところにかかってくるわけで、事ほどさように、ここはジェトロの意思でできる範囲ですよね。

原科委員長：

そういうまとめであれば、委員会としてはコメントしたいと。

市原部長：

ただ、契約上、契約中の案件についての情報は一切外部に出せないのです。

原科委員長：

守秘義務を課せばいいですよ。

市原部長：

そういう契約関係なので、そこについては契約書に従えばジェトロの外には出せないために。

原科委員長：

我々は外なんですか。

市原部長：

それも協議をさせていただくことになると思います。

原科委員長：

それは通常の委員会でそういうのがありますから、しかもこれは組織としてはジェトロがつくったものですから、その問題は守秘義務をしっかり課しておけばいいと思うのです。

佐々木主幹：

ただ、今まで委員会は100パーセント公開でやっていますから。

原科委員長：

だから委員会もやりましょうと言ったのです。項目によっては非公開にしてしまえばいいのです。基本原則は公開ですけれどね。普通、アセスメントでは、公開できない部分は部分的に非公開にしてしまいますから、そういう方式をとればいいと思います。

作本審査役：

今既に応募が何件か集まってきているわけです。私はまだ明細を見ておりませんので、実際にその中に含まれているかどうかわからないのですが、そういう案件が入ってくるか来ないかわかりませんが、仮に来た場合には、委員会としての判断というのはいつごろまでに皆さん方決めるというか、普通のように粛々とやるのか、何か別の。ガイドラインに入っていないわけですから、我々の前提の議論に入っていないわけですから、皆さん方はどういう印象を持っておられますか。

というのは、後で御報告しなければいけないのですが、ちょうど来年でガイドラインが5年目になるのです。2008年1月1日から施行で。そういうことで見直しの年と重なっているものですから、議論すべき材料が新しく入ってきたのだなという感じがするわけですが、移り期にこの問題が出たということで、どういう扱いをするのか、私も悩ましいのですけれども、皆さん方にひとつお伝えしておきたいと思います。

田中委員：

今お話がありました、ガイドラインの見直しがあるということですが、昨年度の意見書と今年の意見書案を見ていますと、何度も議論になっていますけれども、昨年度も今年度もこうした方がいいという類似なことが書かれている。これはオープンになるわけですから、ここで議論しているのはどうなっているのですかと、これを見て思う人も出てくると思うのです。そういう意味で、こういった指摘があったけれども昨年よりは今年の方が問題案件が大分減っているとか、本当はそういう方向に持っていくためにこの委員会があるのだと思うのです。そういう意味では、私は、この意見書を次年度にここは改善されたという項目なんかも出てくるようなものにするためには、新しく追加された案件について間に合うように、委員としてはどんなことがあってもできるだけ早く対応するのが大事ではないかと個人的には思っています。それは、もし委員会を開くような状況が起きたら、それは何をおいてでもやっていかないと、ボタンのかけ始めが一番大事なので。そこで議論を尽くして、その後は時間をかけてやればいい話だと思うので、それをやるような

状況が起きたら、私は個人的にはできるだけ参画したいと思いました。

原科委員長：

その場合、スケジュールとしては近々ですね。採択もね。

では、採択段階で意見を出せるようなことがあるかどうかを至急検討していただいて、もし可能であれば我々としては対応したいと思います。

そのようなことでよろしいですか。

〈その他〉

原科委員長：

では、あと 10 分ぐらいですが、最後になります。「その他」でございます。今ちょうど次年度委員会に向けてという議論が始まりましたけれども、ガイドライン修正の可能性について、引き続き作本審査役、お願いします。

作本審査役：

今ちょっとお話ししてしまいましたけれども、2008 年 1 月 1 日からジェトロのガイドラインは適用開始になっております。それで数えますと、ちょうど 2012 年末で適用期間が 5 年目を迎えるということで、ガイドラインの中に、5 年たったらというか、議論はその前であっても後であっても構わないと思うのですけれども、見直しを行うという規定を置いていたと思います。そういうことで、今年度にこの作業を開始するかどうかという議論もあるでしょうけれども、そろそろガイドラインの改正、全体を見直すための時期が到来しているということで、皆さんにお伝えだけしておきます。

原科委員長：

そうすると、新年度の委員会スケジュールはそういうことを加味しないといけませんね。

それから、そういうことになりますと、今、学識の委員の方が 1 名欠けておりますけれども、見直しになりますとそういう専門の方がおられた方がいいと思いますので、できたらそういうことをカバーできるように 1 名の欠員を補充したいと思いますのですが、いかがでしょうか。——それでは、学識委員を 1 名補充する方向で検討したいと思います。こ

れは事務局と作本審査役と私が相談して候補者を考えたいと思います。

では、新年度委員会のスケジュールにつきまして、事務局、今の案を御説明ください。

佐々木主幹：

今出た御意見で、案件を事前に審査する、あるいは途中で審査するということを含めますと、前年度の場合は 4 回委員会がありました。今年度は 3 回ですけれども、この回数は 7 回ぐらいになるかと思えます。全員が御出席というのは難しいかとは思いますが、この第 3 次の案件を含めると、今年度もう 1 回やらないと間に合わないと思えますので、そこをスタート台として、年間としては 7~8 回、3 月の後は 5 月もしくは 6 月ぐらいで考えたいと思います。

原科委員長：

3 月の前に入るかもしれないですね。

佐々木主幹：

そうですね。

原科委員長：

いろいろ負担がふえますので、負担に対するレスポンスをお願いできればと思います。

佐々木主幹：

案件審査の際に委員の方から原稿を出していただいて、過去 3 年間は無報酬でやっていただいていたということですが、これはモラル上も支払うべきという意見もございましたし、次年度からは原稿料という形でお支払いできることになりました。独法ですので高額ではございませんけれども、規定に基づきまして、文字数単位ということで、基本的には 400 字に対して 3,000 円でございます。ただ、多ければ多いほどということではなくて、大変申しわけないのですが上限を設けさせていただいて、いずれにしても、わずかではありますけれども、次年度からはお支払いできる形にしたいと思っております。これは連絡でございます。

原科委員長：

そういうことで、これまでは無償でやっていただきましたが、これからは若干そういったことにお返しできると思います。

以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

平井理事：

本当に長時間ありがとうございました。

第 1 の議題、第 2 の議題等、各委員の方からもいろいろと御意見をいただきまして、これまでのやり方がある程度踏襲しながら、環境とかも非常に変わってきていますので、その中で、先ほど原科委員長からもありましたように、今回の 2 番目の案件につきましても、進めるにしても、各委員からいろいろな御意見とかアドバイス等いただく必要があると思いますので、そういう意味では、今、事務局から話もありましたように、定例的なものプラス緊急的に対応していただくというケースも出てくると思いますけれども、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。きょうはお忙しいところをありがとうございました。

原科委員長：

それでは、きょうはいろいろお願ひ事項がありましたが、よろしくお願ひします。

村上課長代理：

最後に 1 つ、前回、田中委員からキエフの案件で宿題が出たと思うのですが、今、調査団からの回答は受けているのですが、まだ整理ができておりませんので、次回に回答させていただきたいと思います。済みません。

原科委員長：

ほかに御意見とか何かございますか。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

では、次回は、場合によっては 1 月末か 2 月頭に開催するかもしれません。それがなくても 3 月ぐらいには開催するということですね。

それから、本日の議題の 1 番でございますが、意見書につきましては、きょうの御意見を踏まえまして、事務局と私と作本審査役を交えて修正したいと思います。そしてまた

フィードバックします。

そういうことでよろしいでしょうか。では、どうもありがとうございました。

///<終了>///

（閉会）